

園芸施設共済の補償が 拡充されました！！

自然災害により被災した園芸施設を再建し、速やかに農業経営の継続が図られるよう、園芸施設共済の補償が拡充されました。

【拡充内容】

1. 時価ベースの補償の拡充（耐用年数の見直し等）
2. 農家選択による補償の追加（復旧費用の補償の導入）
3. 撤去費用の対象の拡充（農家選択）

園芸施設共済の補償の拡充

1. 時価ベースの補償の拡充

(1) 耐用年数の見直し

施設本体と附帯施設の耐用年数を下表のとおり見直します。
パイプハウスは、耐用年数が2倍になり補償金額が増加します。

	見直し前	見直し後	差
ガラス室Ⅰ類(木造)	10年	5年(△5年)	
ガラス室Ⅱ類(鉄骨)	15年	14年(△1年)	
プラスチックハウスⅠ類(木竹)	5年	5年(±0年)	
プラスチックハウスⅡ類(パイプ)	5年	10年(+5年)	
プラスチックハウスⅢ類(簡易鉄骨)	7年	14年(+7年)	
プラスチックハウスⅣ類・Ⅴ類・Ⅶ類(鉄骨)	15年	14年(△1年)	
附帯施設	5年	7年(+2年)	

(2) 補償価額の引上げ

施設本体と附帯施設の耐用年数経過後の補償価額を再建築価額の20%から50%に引き上げるにより補償金額が増加します。

2. 農家選択による補償の追加

1の時価ベースの補償の拡充に加えて、農家の選択により、更に大きな補償が受けられます。

- ① 耐用年数内の施設の補償価額は、再建築価額の100%。
- ② 耐用年数経過後の施設の補償価額は、再建築価額の75%。

注1: 追加部分の共済掛金の全額を農家に負担していただきます。

注2: 追加部分の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に支払います。

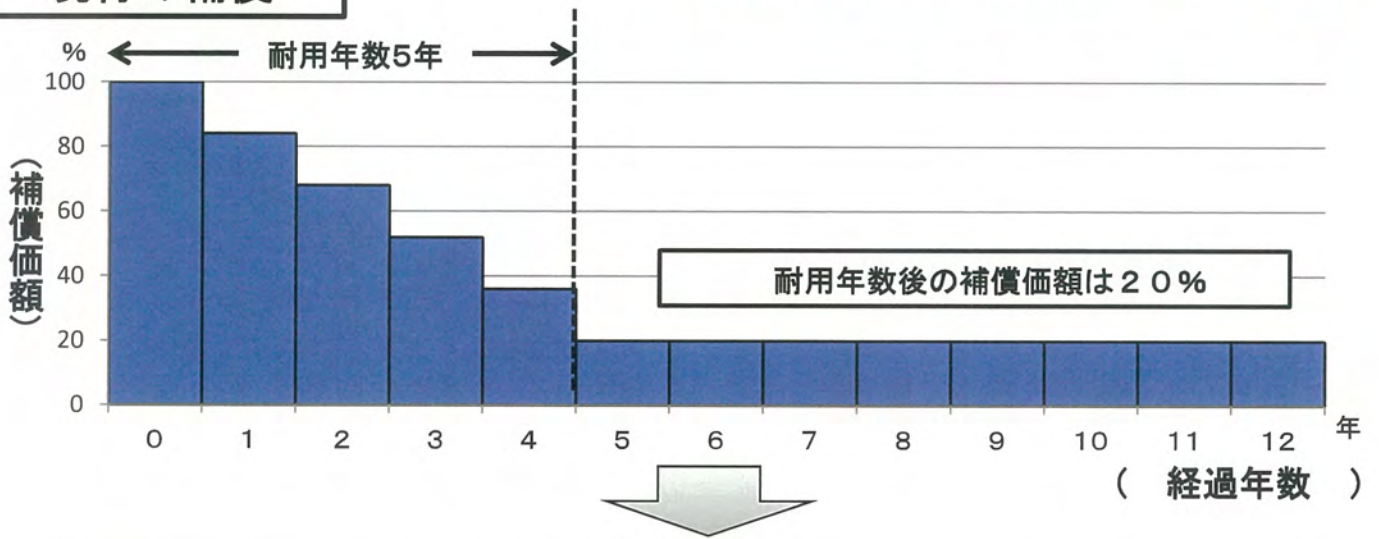
3. 撤去費用の対象の拡充

現在、撤去費用の対象となっていないパイプハウスも撤去費用の補償対象に追加されます(農家選択)。

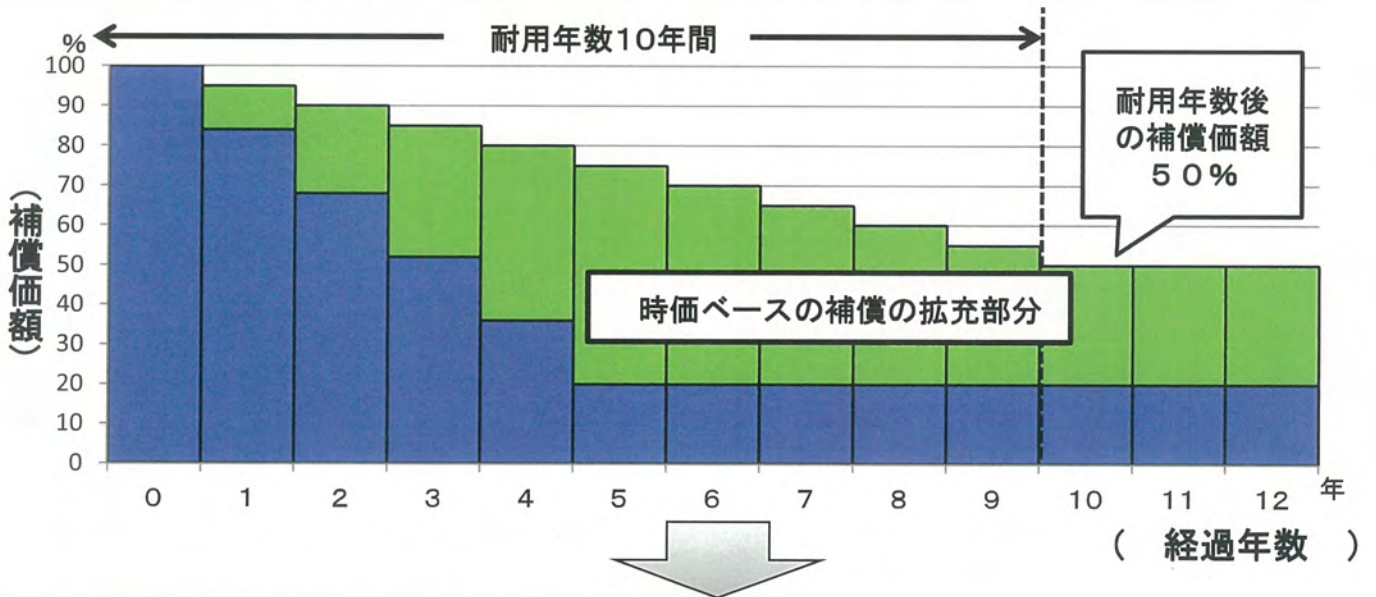
〈パイプハウスの場合〉

注：共済金は補償価額の8割が上限

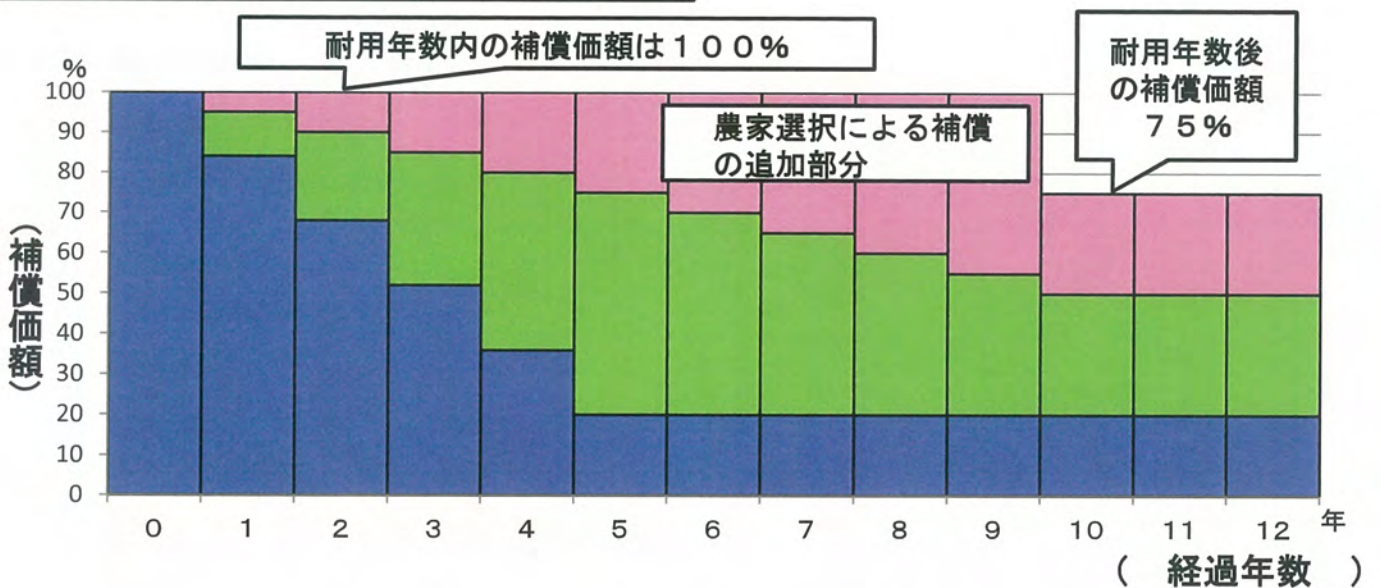
現行の補償



1. 時価ベースの補償の拡充 (耐用年数の見直しと補償価額の引上げ)



2. 農家選択による補償の追加



園芸施設共済に係る補償内容の試算例（プラスチックハウスⅡ類）【広島県】

○ パイプハウスの場合（500㎡、19mmパイプ、一般軟質フィルム（1年未満）） 共済金は補償価額の8割が上限

■ 試算前提

- ① 本体の再建築価額：900千円（1,800円/㎡） ② 被覆材再取得価額：506千円（476円/㎡）
 - ③ 共済掛金率（広島県平均値）：時価部分5.574%（2分の1の国庫負担あり）、復旧部分3.496%（国庫負担なし）
- ※被覆材の補償は従前と変更なし

単位：千円

補償価額	設置してから4年経過の施設 (従来の耐用年数の最終年の場合)		設置してから10年経過の施設 (拡充後の耐用年数経過後の場合)	
	見直し後		見直し後	
	現行	時価ベースの補償の引上げ後	現行	時価ベースの補償の引上げ後
補償価額	830	1,226	686	956
うち本体	324 (-)	720 (現行の2.2倍)	180 (-)	450 (現行の2.5倍)
共済掛金（農家負担）	18.5	27.3	15.3	27.6
共済金（全損の場合）	664	980	548	764
共済金（50%損害の場合）	332	490	274	382